

新宿区競争入札参加における区内事業者の届出に関する要綱

平成28年 9月 9日
28新総契契第1346号

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区（以下「区」という。）が実施する競争入札において、区内事業者であることを入札の参加要件としているものについて、これを判定する上の基準を明確にすることにより、入札・契約制度の透明性、公平性及び客観性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「区内事業者」とは、区の区域内（以下「区内」という。）に本店又は支店若しくはこれに準ずるもの（以下「営業所等」という。）を有し、当該営業所等を区と契約するものとして建設工事等競争入札参加者の資格に関する公示又は物品買入れ等入札参加者の資格に関する公示に基づく区が発注する契約についての競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を得ており、かつ、区内事業者の届出（以下「届出」という。）を受理された事業者とする。

(届出の際に必要な書類)

第3条 届出の際に必要な書類（以下「届出書類」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 営業所等の建物に係る全景、出入口及び事務室内の写真が貼付されている区内事業者届出書（別記様式）
- (2) 最新の建設工事又は物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）の表面の写し
- (3) 最新の受付票の裏面に貼付されている印鑑証明書の写し
- (4) 区内の営業所等に係る建物を所有している場合にあっては不動産登記簿謄本の写し、固定資産税評価証明書、最新の固定資産税・都市計画税領収証書の写し又は納税証明書のいずれか1点、区内の営業所等に係る建物を賃借している場合にあっては不動産賃貸借契約書の写し等
- (5) 直近の公共料金の請求書の写し
- (6) 官公庁から許可を受けた業種である場合は、当該許可に係る証明書、認定書、申請書等の写し（建設業許可証明書、警備業の届出書、一般廃棄物収集運搬許可申請書等の写し等）
- (7) その他区長が認める書類

(届出の受理)

第4条 区長は、次に掲げる事項を届出書類により確認できた場合には、届出を受理するものとする。

- (1) 入札参加資格を得ていること。
- (2) 営業所等の建物の所有又は賃借に係る名義が、法人又は代表者のものであること。
- (3) 営業所等の建物の外部又は入口のドアの付近に看板を掲出し、独立した事務所としての形態を整えていること。
- (4) 営業所等に、事務等を執り行える什器、通信機器、情報処理機器等が具備されていること。

2 区長は、前項各号に掲げる事項を確認するため、補足資料を求めることができる。

(届出の時期)

第5条 届出は、次に掲げる日から2週間以内に行うものとする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスへ新規又は継続による入札参加資格の資格審査申請をした場合は、当該申請が承認された日
- (2) 区内事業者の所在地を変更した場合は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスへ入札参加資格の所在地を変更した旨の資格審査申請をし、当該申請が承認された日

(実態調査)

第6条 区長は、第4条各号に掲げる事項に疑義がある場合等必要に応じて、区内事業者又は届出書類を提出した業者（以下「区内事業者等」という。）に対して実態調査を行うことができる。

2 区内事業者等が前項の実態調査（以下「実態調査」という。）を拒否し、又は実態調査に協力しないことが明白な場合は、区内事業者として扱わないこととする。

(改善指導等)

第7条 区長は、実態調査の結果、第4条各号に掲げる事項について、届出の内容と実態に相違があると認める場合又は区内事業者として扱うことに疑義があると認める場合には、区内事業者等に対して改善指導を行うとともに、改善指導後相当な期間（1ヶ月程度を目途とする。）を定めて改善報告書の提出を求めるものとする。

2 前項の改善指導に対する改善がなされなかつた場合又は同項の改善報告書の提出がなかつた場合は、区内事業者として扱わないこととする。

(指名停止措置)

第8条 届出書類の虚偽又は不正等が判明した場合は、新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日付け13新総財第550号総務部長決定）別表8の項に該当することとする。

2 前項の規定により指名停止措置を受けた区内事業者等については、当該区内事業者等の実態が第4条に規定する要件を満たすものであることが確認されるまでの間は、区内事業者として取り扱わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部契約管財課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月9日から施行する。